資料３

足立区における住宅宿泊事業の実施に関する条例の改正（素案）

足立区における住宅宿泊事業の実施に関する条例

平成 30 年２月 28 日条例第１号

（目的）

第１条　この条例は、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下「法」という。）に基づき、住宅宿泊事業を実施する期間の制限その他住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業に起因する区民の生活環境への悪影響を防止し、住宅宿泊事業者と地域住民との信頼関係の構築を図り、もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例で使用する用語の定義は、法（第２条第４項を除く。）で使用する用語の例とする。

２　この条例において「住宅宿泊事業者」とは、法第２条第４項に規定する住宅宿泊事業者であって、その営む住宅宿泊事業が足立区（以下「区」という。）の区域内に存する住宅に係るものである者をいう。

（周辺地域の住民に対する説明等）

第３条　住宅宿泊事業を営もうとする者は、住宅宿泊事業を営もうとする住宅ごとに、次に掲げる事項について、法第３条第１項の届出をしようとする日の７日前までに、当該住宅の周辺地域の住民に対し、書面により説明するものとする。

（１）　住宅宿泊事業を営もうとすること。

（２）　商号、名称又は氏名

（３）　住宅の所在地

（４）　住宅宿泊事業を開始しようとする日

（５）　法第 11 条第１項の規定による住宅宿泊管理業務の委託をする場合において、その相手方である住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名及び連絡先

（６）　住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年厚生労働省令・国土交通省令第２号）第４条第３項第５号に規定する届出者の連絡先

２　住宅宿泊事業を営もうとする者は、法第３条第１項の届出の際に、併せて、前項の規定による説明に関する次に掲げる事項を区長に報告し、説明に使用した書面を提出するものとする。

（１）　説明を行った日

（２）　説明を行った地域

（３）　説明に使用した書面の配布方法

３　第１項に規定する周辺地域の住民は、次に掲げる者とする。

（１）　住宅宿泊事業を営もうとする住宅を構成する建築物に居住する者

（２）　住宅宿泊事業を営もうとする住宅を構成する建築物の敷地に隣接する土地に

存する建築物（それらの建築物の外壁間の水平距離が 20 メートルを超えるものを除く。）に居住する者

（３） 住宅宿泊事業を営もうとする住宅を構成する建築物の敷地が道路、公園その他の空地（以下「道路等」という。）に接する場合にあっては、当該敷地と道路等の境界線からの水平距離が 10 メートルの範囲内の土地に存する建築物（それらの建築物の外壁間の水平距離が 20 メートルを超えるものを除く。）に居住する者

（届出住宅の公表）

第４条 区長は、届出住宅に関する次に掲げる事項を公表するものとする。

（１） 届出番号

（２） 所在地

（事業系廃棄物の適正処理等）

第５条 住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業に伴って生じた事業系廃棄物を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 11 年足立区条例第 38 号）等の関係法令に従い、自らの責任において適正に処理するとともに、その他関係法令に従い、届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項を遵守しなければならない。

（苦情等及びその対応の記録の保存）

第６条 住宅宿泊事業者は、法第 10 条の規定により届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問合せ（以下「苦情等」という。）に対応した場合には、住宅宿泊事業の適正な運営に活用するため、当該苦情等を受けた日並びに当該苦情等及び対応の内容を記録し、当該記録を３年間保存するものとする。

（住宅宿泊事業の実施の制限）

第７条 法第 18 条の規定により、区の区域のうち住居専用地域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第８条第１項第１号に掲げる第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域及び第２種中高層住居専用地域をいう。以下同じ。）については、住宅宿泊事業を実施することができないものとする。

２ 前項の住居専用地域を除く区の区域については、足立区規則（以下「規則」という。）で定める場所に常駐している場合を除き、住宅宿泊事業を実施することができないものとする。

３ 届出住宅を構成する建築物の敷地が住居専用地域の内外にわたる場合において、当該敷地の過半が住居専用地域に属するときは、当該敷地は住居専用地域内にあるものとみなして、第１項の規定を適用する。

（違反者の公表）

第８条 区長は、法第 15 条又は法第 41 条第２項の規定による命令に違反した者があるときは、次に掲げる事項を公表することができる。

（１） 商号、名称又は氏名

（２） 届出住宅の所在地

（３）　当該命令の内容

２　区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表される者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、平成 30 年６月 15 日から施行する。ただし、第３条の規定は、公布の日から施行する。

（準用）

２　第３条の規定は、法附則第２条第１項の規定により行われる法第３条第２項及び第３項の規定の例による届出に準用する。この場合において、第３条中「法第３条第１項」とあるのは「法附則第２条第１項」に読み替えるものとする。

付　則（令和９年●月●日条例第●号）

（施行期日）

１　この条例は、令和９年●月●日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第７条の規定は、施行日以後に住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第３条第１項の規定による届出がされた住宅について適用し、施行日前に同項の規定による届出がされた住宅については、なお従前の例による。